

## 旧免許の最初の有効期限

旧免許所持者で、一度も更新をしていない場合、最初の有効期限は以下の日付だったので参考とする。（更新手続きをした場合は、更新証明書に記載している期限。）

### 1 栄養教諭免許を所持しない旧免許所持者の有効期限

| No. | 生年月日  | 最初の有効期限    |
|-----|---|------------|
| 1   | 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日<br>昭和40年4月2日～昭和41年4月1日<br>昭和50年4月2日～昭和51年4月1日 | 平成23年3月31日 |
| 2   | 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日<br>昭和41年4月2日～昭和42年4月1日<br>昭和51年4月2日～昭和52年4月1日 | 平成24年3月31日 |
| 3   | 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日<br>昭和42年4月2日～昭和43年4月1日<br>昭和52年4月2日～昭和53年4月1日 | 平成25年3月31日 |
| 4   | 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日<br>昭和43年4月2日～昭和44年4月1日<br>昭和53年4月2日～昭和54年4月1日 | 平成26年3月31日 |
| 5   | 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日<br>昭和44年4月2日～昭和45年4月1日<br>昭和54年4月2日～昭和55年4月1日 | 平成27年3月31日 |
| 6   | 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日<br>昭和45年4月2日～昭和46年4月1日<br>昭和55年4月2日～昭和56年4月1日 | 平成28年3月31日 |
| 7   | 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日<br>昭和46年4月2日～昭和47年4月1日<br>昭和56年4月2日～昭和57年4月1日 | 平成29年3月31日 |
| 8   | 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日<br>昭和47年4月2日～昭和48年4月1日<br>昭和57年4月2日～昭和58年4月1日 | 平成30年3月31日 |
| 9   | 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日<br>昭和48年4月2日～昭和49年4月1日<br>昭和58年4月2日～昭和59年4月1日 | 平成31年3月31日 |
| 10  | 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日<br>昭和49年4月2日～昭和50年4月1日<br>昭和59年4月2日以降生まれ      | 令和2年3月31日  |

### 2 栄養教諭免許を所持している旧免許所持者の有効期限

| No. | 免許状授与日  | 最初の有効期限    |
|-----|---|------------|
| 1   | 平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者            | 平成28年3月31日 |
| 2   | 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成29年3月31日 |
| 3   | 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成30年3月31日 |
| 4   | 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 | 平成31年3月31日 |